

京都動物愛護センター条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第152号

京都動物愛護センター条例の施行期日を定める規則

京都動物愛護センター条例の施行期日は、平成27年5月3日とする。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)